

平成31年度 相模原市立

大島小学校いじめ防止基本方針

大島小学校

平成31年4月

相模原市立大島小学校いじめ防止基本方針

【めざす児童像】

かしこく やさしく たくましく

- 学び続ける子（生涯を通して学び続けることのできる子）
- 仲よく助け合う子（人と力を合わせて生活することのできる子）
- たくましい子（健康な体と強い精神力を持ち、たくましく生きる子）

【家庭・地域との連携】

学校便り・ホームページ等の情報提供を工夫し児童の活動を知らせる。
懇談会でいじめの実態や指導方針などの情報を提供し意見交換する場を設ける。
PTA・ボランティア・民生・児童委員・地域の応援団と日頃から連携を密にする。

【校内組織】

【いじめ防止対策委員会】
（役割）いじめの未然防止及び早期発見、いじめ発生時は迅速かつ適切な対応を行う。
（構成員）校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、支援教育コーディネーター、学年主任、SC
・全職員による児童情報交換及び共通理解（週1回）

【関係機関との連

携】

相模原市教育委員会
青少年相談センター
子育て支援センター
児童相談所
神奈川県警
それぞれの分野の専門家と連携してチームを組ん

【いじめの未然防止】

- ・ 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
ユニバーサルデザインの視点に立った授業改善、授業公開
- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
一人ひとりのよさを生かす授業、ふれあい活動（異学年交流）、あいさつ運動、一人一実行委員
- ・ 人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
保護者読書ボランティアによる読み聞かせ、福祉体験、相模原総合高校生徒による講習会
- ・ いじめについて、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
インターネットの危険性やモラルについての学習会、打ち合わせ等での児童情報交換と共通理解
- ・ いじめの問題について協議する機会を設けるなど家庭、地域と連携した取組を推進する。
大沢地区地域情報交換会、学校・地域情報交換会、大沢地区青少年健全育成協議会

【いじめの早期発見】

- ・ 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
- ・ 月に1回の報告の際、学年内情報交換及び児童指導会議を行い、学年指導体制を確認する。
- ・ 学期に1回のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

○具体的取組

初期対応→「いじめ防止対策委員会」「ケース会議」の開催→被害児童からの状況聴取→加害児童からの状況聴取→加害児童保護者の招集→被害児童保護者への説明と報告→関係する保護者の招集→「児童指導委員会」の開催→教育委員会への報告→経過の観察→いじめの解消

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行い、児童の小さな変化を見逃さずに指導に当たる。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1) 組織名称：いじめ防止対策委員会

(2) 構 成 員：校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、支援教育コーディネーター、児童支援担当教諭、学年主任のほか、校長の指名する職員によって構成する。また、校長は、必要に応じて、青少年教育カウンセラー等専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(3) 委員会の取組内容

①通常時の活動は「児童支援会議」の活動とする。

- ・ 委員会の定期的開催
- ・ 情報交換により実態を把握し対応策を話し合う
- ・ 実態把握のためのアンケートの実施と分析
- ・ 職員研修の企画

②緊急時の活動

- ・ 緊急いじめ対策委員会の開催（教育委員会・警察等関係機関等との連携）
- ・ 発生事例に係る指導方針の決定及び具体的な行動の提示、周知
- ・ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① できる・わかるを実感できる授業を目指し、授業改善を図る。：校内研究を中心に
- ② ユニバーサルデザインの視点に立った授業改善、環境整備を行う。
- ③ 受容的な雰囲気と規律を大切にされた集団づくりの展開
- ④ いじめとはなにか、いじめが及ぼす心身への影響、いじめ防止等についての授業を学級活動や道徳の時間に行う。：相模原総合高校生徒によるいじめ防止講習会等
- ⑤ 児童とのふれあいを大切にし、児童の日常生活を把握する中で早期発見に努める。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童一人ひとりが「学校が楽しい」と感じられるよう、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

(一人一実行委員制)

- ① 一人ひとりが役割を分担し協力して取り組んだり、一人ひとりの自発的な思いや願いを大切にしたりする教育活動を展開する。(委員会・係)
 - ② 授業の中で児童一人ひとりのよさや得意分野を積極的に生かすようにする。
 - ③ 異学年交流を通して他者から認められ、他者の役に立っているということが感じ取れる「絆づくり」を進める。：ふれあい活動
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- ① 人権教育の充実：自分の良さ、他人の良さを感じ取れる感性を培う。
 - ② 命を大切に、思いやりの心、助け合いの心等を中心に道徳教育を充実させ、道徳的实践力が育つよう指導する。
 - ③ 児童の自主的活動を促し、児童会活動等で心の通い合うあいさつの推進等をする。：あいさつ運動、ふわふわ言葉集め等
 - ④ 読書活動の充実：朝読書や学校図書館の効果的な活用、保護者読書ボランティアの読み聞かせ等を通じて本を読む楽しさを味わわせる。
 - ⑤ 福祉体験：地域の施設訪問など総合的な学習の時間を工夫し、体験活動を行う。
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ① 打ち合わせ、職員会議等を利用して児童の情報を共有し共通理解を図る。
 - ② インターネットの危険やモラルについて児童、保護者対象に学習会を開く。
 - ③ 教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る。
 - ④ 保護者会、学級懇談会においての啓発を行う。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ① 大沢地区地域情報交換会
 - ② 大島小学校と地域との情報交換会
 - ③ 大沢地区青少年健全育成協議会

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ① 児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
 - ② いじめのチェックリストを利用して日常生活の様子を点検する。
 - ③ 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等により、児童の様々な場面の様子を観察し、多面的に情報が得られるようにする。
 - ④ 相談しやすい雰囲気や体制をつくる。
さまざまな手立てによって、子どもたちを多方面、多角的な視点から

みて、子どもたちの実態把握に努める。

- ⑤ 教職員一人一人が児童について情報交換を日常的に行い、的確な関わりをもつように努める。
 - ⑥ 児童の様子を保護者に伝えるなど日頃から家庭との連携を密にする
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ① 楽器に1回、アンケートを実施し、児童の悩みの早期解決を図る。
 - ② 教職員と児童が信頼に満ちた人間関係を築く。
 - ③ 安心して語れるような時間と場所を保障する。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ① 問題に対し、複数で対応する協働体制が取れるようにする。
 - ② 青少年教育カウンセラーによる相談窓口を周知し、連携して迅速な対応を図る。毎週 金曜日 TEL：762-6160（直通）
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ③ 教職員相互の中で一人ひとりの児童について率直に話し合う雰囲気を作る。
 - ④ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ① 校内の「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
 - ② すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、登校班、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導助言を適切に行う。
 - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - ① 指導のねらいを明確にし、すべての教職員が共通理解を図る。
 - ② 保護者に協力を求め、具体的な対策や、今後の学校との連携方法を話し合う。
 - ③ 速やかに教育委員会へ報告をし、問題の解決へ向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
 - ④ メンタルヘルス・ケア等専門の知識を有する機関との連携を図る。
 - 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - 警察署、県警少年相談・保護センター
 - 青少年相談員
 - 児童相談所、緑区こども家庭相談課

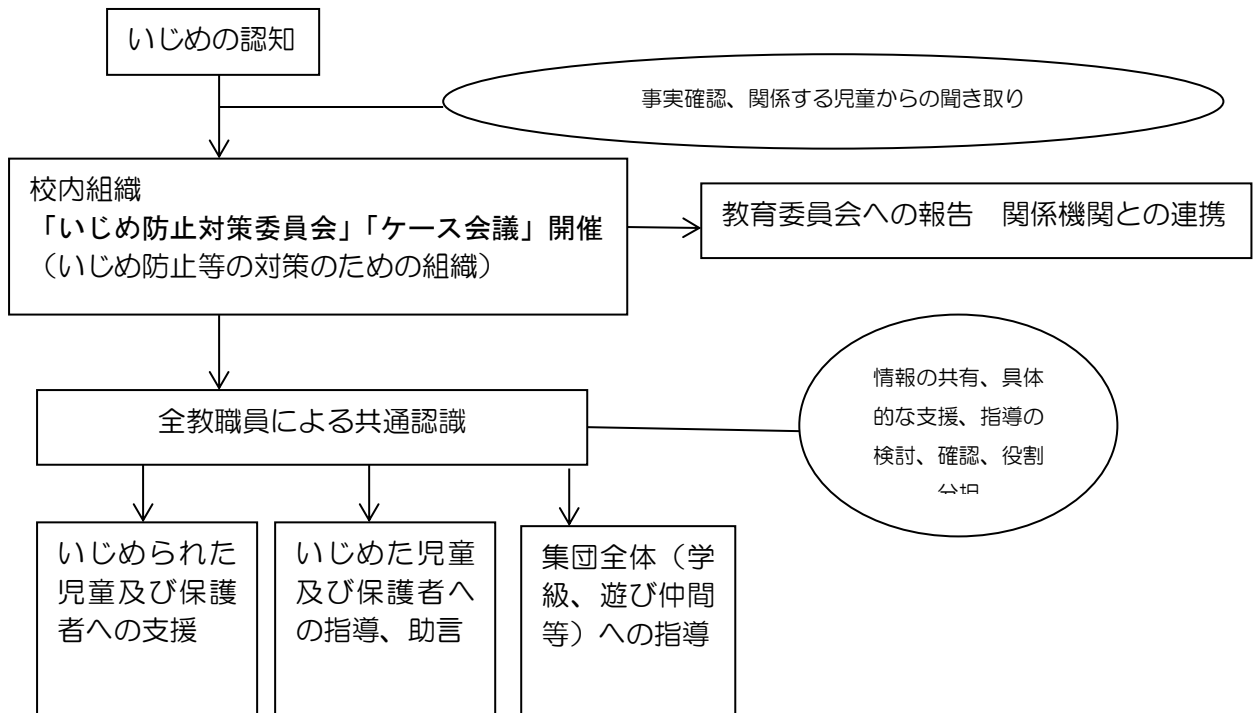
(対応経路)

いじめの対処には全教職員で共通認識を持ち、関係機関との連携をとりながら対応していくことが、解決していくための最善策である。

○具体的取組

初期対応→「いじめ防止対策委員会」「ケース会議」の開催→被害児童からの状況聴取

→加害児童からの状況聴取→加害児童保護者の招集→被害児童保護者への説明と報告→
 関係する保護者の招集→「児童指導委員会」の開催→教育委員会への報告→経過の観察
 →いじめの解消



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- (2) 事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係わる必要な情報を適切に提供する。提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- (4) 調査の結果について市長に報告をする。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書を受領し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。